許可又は変更許可の別	許　可
許可証番号	第　１　号
許可者	千葉県公安委員会
特定自動運行実施者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）	東武バスセントラル株式会社 代表取締役　岩田　敏之
特定自動運行の経路	千葉県柏市柏市道０１０２８号線「一号近隣公園」停留所と千葉県柏市柏市道０１０２６号線「三井ガーデンホテル柏の葉パークサイド前（税関研修所）」停留所の間約７００ｍ区間
特定自動運行を行う日及び時間帯	平日の午前１１時３０分から午後３時３０分までの間に、バス（片道各４便程度）を利用する者を運送する定期運行
特定自動運行を行うための前提となる気象条件	車両、歩行者及び走路を認識できない降雨や降雪による悪天候、濃霧等でないこと
特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度	○　特定自動運行を行うための前提となる道路の構造 前提となる道路の構造はない。 ○　特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度 特定自動運行時の走行速度は最高速度４０m/hであり、交通量は多いが、通常同区間を走行している路線バスの最高速度と同程度であるため、他の交通に及ぼす影響は少ない。 なお、特定自動運行が終了した場合、特定自動運行用自動車内に乗車する大型二種免許を保有する特定自動運行主任者が直ちに手動運転により移動させることから、他の交通に及ぼす影響は少ない。
許可年月日	令和７年１１月１２日
備考	道路交通法第７５条の１３第２項に基づく意見聴取の結果 別紙のとおり

別紙

道路交通法第７５条の１３第２項に基づく意見聴取の結果

１　第１号関係（国土交通省　関東運輸局長）

一の一　特定自動運行用自動車が自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか、について

特定自動運行用自動車について確認したところ、自動運行装置の設置状況について、特段の疑義は確認されなかった。

一の二　当該特定自動運行用装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか、について

当該特定自動運行装置は、装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではない。

二　特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか、について

当該特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に付した走行環境条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものである。

２　第２号関係（柏市長）

柏市では、２００９年6月に「ＩＴＳ実証実験モデル都市」に選定されたことを契機に、２０１０年２月に行政機関、民間企業、各種団体等がともに協力し、地域の交通課題の解決に向けて活動するためのプラットフォームとして、「柏ＩＴＳ推進協議会」を設立。

以来、ＩＴＳ（高度情報システム） を用いた交通課題の解決について検討を続け、２０１９年１１月からは柏の葉キャンパス駅～東京大学柏の葉キャンパス間でレベル２運用の自動運転バスの営業運行実証実験を継続している。

これらの取組を通じて、柏の葉に自動運転バスが走ることは、 既に地域住民の中に根付いたものとなり、地域のイメージ形成にも寄与している。この度特定自動運行が計画されている区間の周辺には、柏の葉公園、国立がん研究センター東病院、ＳＭＣ株式会社（仮称）柏の葉キャンパス新技術センター（２０２５年秋開業予定）など多くの人の流動が見込まれる施設が存在している。これらを結ぶ路線において自動運転の道筋がつけられることは、将来の運転士不足等を考慮した際に、「地域の足」を確保する観点から大きく地域住民の利便性向上に資するものであると認められる。